

SAGA Design Crossing 広報・運營業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

佐賀県政に取り入れている「さがデザイン」の視点は、単に「見た目をよくすること」ではなく、「モノ」や「コト」の本質・価値を的確に捉え、「コンセプトを大切に」しながら解決に導く力であり、その重要性をさらに多くの県民に広める必要がある。本業務では、この「さがデザイン」の取組みをさらに加速させるため、広く県民にデザイン視点を理解いただくきっかけとして「さがデザインシンポジウム」を開催し、デザインが持つ力について理解の促進を図ることとしている。本事業を円滑かつ効果的に実施するために、本事業を委託することとしており、本業務委託を行うに当たり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより受託者を決定するため、プロポーザルを実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名：SAGA Design Crossing 広報・運營業務
- (2) 業務内容：別添「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火曜日)まで
- (4) 委託上限額：6,000,000円(消費税及び地方消費税含む)以内

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づく更生手続きが開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委任等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

4 募集方法

県ホームページに当該業務のプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 プロポーザル審査の実施方法

提案書、実績書等の資料により、書面審査を行う。審査員は、別表の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

6 参加申込書等の提出について

(1)提出期限:令和7年(2025年)8月27日(水曜日)17時まで

(2)提出場所:佐賀県政策部 さが政策推進チーム さがデザイン担当(佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館2階「ODORIBA」)

(3)提出書類:企画競争参加申込書兼参加資格確認申請書(様式第2号)、誓約書(様式3号)、業務実績書(様式4号)、会社概要(パンフレットでも可)

(4)提出方法:郵送又は持参(期限内必着) ※「誓約書」の氏名の欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者(所属長レベルを想定)の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名及びふりがなを記名とすることができる。また、法人の場合にあっては、契約、申請等の担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。

7 プロポーザルの実施方法について

(1)実施方法:提出物の書面審査(審査会(プレゼンテーション)は実施しない。)

(2)提出書類:

① 提案書(様式第5号)

② 提案書類5部(任意様式)及び電子データで本業務委託のスケジュールを明示すること。提案書のページ数は、10 ページ以内とすること。

③ 見積書 5部(任意様式、原本1部、コピー4部) 見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

④ 実施体制 5部(任意様式)

(3)提出期限:令和7年(2025年)9月8日(月曜日)17時まで

(4)提出場所:佐賀県政策部 さが政策推進チーム さがデザイン担当(佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館2階「ODORIBA」)

Mail saga-design@pref.saga.lg.jp

(5)提出方法:郵送又は持参及び電子データ(期限内必着)

(6)審査:提出書類について、別途定める評価基準に従って審査を行い、各審査員の採点結果の合計が一番高い者を委託候補先として決定する。なお、審査に当たり、必要に応じて参加者へのヒアリング(TEL等)を行う場合がある。

8 実施スケジュール

- 令和7年(2025年) 8月19日(火曜日) 県ホームページでの公募開始
- 令和7年(2025年) 8月27日(水曜日)17時 企画競争参加申込書等提出期限
- 令和7年(2025年) 9月5日(金曜日) 参加資格の有無の通知期限
- 令和7年(2025年) 9月8日(月曜日)17時 提案書等提出期限
- 令和7年(2025年) 9月上旬 委託業者決定

9 プロポーザル審査会の取りやめ等

審査員への接触など審査会を公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させない、又はプロポーザル審査会の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

10 費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

11 留意事項

- (1)提出物は、返却しない。
- (2)提出された提案書等は、選定作業等に必要範囲で複写することがある。
- (3)提出された提案書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。
- (4)県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (5)提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6)公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (7)書面による審査及びプレゼンによる審査それぞれの合計得点が満点の6割に達しない場合は委託業者としては選定しない。
- (8)企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9)プロポーザルについての問い合わせは様式第1号に記入の上、メールのみで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

12 契約保証金

- (1)契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2)契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3)次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履

行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがない場合。

13 問い合わせ先 佐賀県政策部 政策チーム さがデザイン担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

TEL 0952-25-7360 FAX 0952-25-7563 Mail saga-design@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。